

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解					国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答					内閣府記載欄												
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント		内閣府整理											
地域32	楯による五島列島活性化特区	所有者が不明である自生榊林を有効に活用するための使用権の設定(作業道・運搬道の整備、榊実の収穫)	2061	<p>【自分の土地の隣地(所有者が不明)の場合】 自治体は何をしたいのか 路網の整備 自分の土地に榊実の収穫へ行くために路網を整備したいが、隣地の所有者が不明のため同意を得ることができない。 そのため、路網の整備のために必要な所有者不明の土地について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により事業実施を可能とする。 どのような効果があるのか 自生榊林の利用率を上げるとともに森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより、精油の増産が見込まれる。 総合特区の推進にどのように役立つのか？ 大部分の自生榊林が未活用(利用率が2%以下)であったが、作業道等が整備されることにより有効活用され、森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより精油の増産が見込まれる。自生榊林の環境保全と活用促進及び榊を活用した新たな商品の開発と販路拡大の実現に大きく寄与する。 *****</p> <p>【他人の土地(所有者が不明)の場合】 自治体は何をしたいのか 榊実の収穫及び路網の整備 榊実を収穫したいが所有者が不明であり、そこで行く路網を整備したいが所有者が不明のため同意を得ることができない。 そのため、実の収穫及び路網の整備のために必要な所有者不明の土地について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により事業実施を可能とする。 なお、榊実を販売した収益の一部を法務局へ供託する仕組みを構築する。地主・家主等受取人が行方不明の場合(受領不能)の場合を参考にする。 どのような効果があるのか 自生榊林の利用率を上げるとともに森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより、精油の増産が見込まれる。 総合特区の推進にどのように役立つのか？ 大部分の自生榊林が未活用(利用率が2%以下)であったが、作業道等が整備されることにより有効活用され、森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより精油の増産が見込まれる。自生榊林の環境保全と活用促進及び政策課題①「自生榊林の環境保全と活用促進」及び政策課題②「楯を活用した新たな商品の開発と販路拡大」の実現に大きく寄与する。</p>	<p>森林法の一部改正により、土地(森林)所有者が不明な場合に適正な森林施業を確保する観点から、路網等の設置のために必要な他人の土地について、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により使用権の設定が可能となっている。 しかし、森林法は、材(杉、桧等)の利用を目的としており、特用林産物の実の収穫までは含まれていない。 そのため、特用林産物である榊実の収穫のための作業道・運搬道の整備を目的とする使用権の設定が可能となるような改正が必要である。 *****</p> <p>森林法の一部改正により、土地(森林)所有者が不明な場合に適正な森林施業を確保する観点から、間伐等が適正に実施されていない他人の土地について、行政の裁量により施業者代行者が間伐を行うことができるようになっている。 しかし、森林法は、材(杉、桧等)の利用を目的としており、特用林産物の実の収穫までは含まれていない。 また、所有者が不明なため榊実を収穫し利益が出て、分配する仕組みがなく、受領する人もいない。 そのため、特用林産物である榊実の収穫のための作業道・運搬道の整備、榊実の収穫を目的とする使用権の設定が可能となるような改正並びに榊実を収穫して得た利益を分配、受領する仕組み作りが必要である。</p>	<p>*****</p> <p>森林法第50条第1項(使用権設定に関する認可) 森林法第189条(指示) ***** 森林法第10条の10(施業の勧告等) 民法第494条(供託)</p>	D・E				<p>【自己所有榊林から収穫した榊実の搬出のための、所有者不明の土地における路網の整備について】 自らの森林の施業のために他人の土地に施設を整備する場合には、森林法第50条以下の規定に基づき、所有者不明の土地についても使用権の設定を進めることが可能である。 ***** 【所有者不明の自生榊林の榊実の収穫及び販売並びに榊実の搬出のための、所有者不明の土地における路網の整備について】 所有者不明の土地の榊実の収穫等については、憲法第29条(財産権の保障)との関係上、困難である。 なお、森林法第10条の10(施業の勧告等)及び同法第10条の11の6の規定による、森林所有者を確知出来ない場合における要間伐森林の施業代行者による間伐の制度は、財産権の保障との関係上、災害の発生防止等の観点から十分な公益上の必要性が認められる場合に、厳格な手続を条件に導入されたものであり、経済的利益を得ることが目的の場合にまで適用範囲を拡大することは困難である。</p>	a, d	<p>自らの森林の施業のために所有者不明の土地について、使用権の設定が可能となることは了解した。制度を活用して事業を進めていくこととする。 榊実の収穫については、榊実を採取することが公益のための行為となることを整理した上で改めて協議をお願いしたい。 所有者不明の自生榊林の榊実の収穫については、榊実を採取することが公益のための行為となることを整理した上で農林水産省と改めて協議をお願いしたいと考えており、榊実の収穫及び販売によって得られた収益の供託手続きについては、その結果を踏まえて、改めて協議をお願いしたい。</p>	<p>【提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】</p>															
																	1回目	農林水産省林野庁企画課 法務省民事局民事課											
																	2回目												
地域32	楯による五島列島活性化特区	未相続となっている自生榊林を有効に活用するための特例法の制定(作業道・運搬道の整備、榊実の収穫)	2062	<p>自治体は何をしたいのか 相続未登記により所有者の了解(過半数)を得ることが困難な場合は、実質管理者または相続人の代表者(納税義務者)の了解で事業実施を可能とする。 どのような効果があるのか 自生榊林の利用率を上げるとともに森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより、精油の増産が見込まれる。 総合特区の推進にどのように役立つのか？ 大部分の自生榊林が未活用(利用率が2%以下)であったが、作業道等が整備されることにより有効活用され、森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより精油の増産が見込まれる。自生榊林の環境保全と活用促進及び政策課題①「自生榊林の環境保全と活用促進」及び政策課題②「楯を活用した新たな商品の開発と販路拡大」の実現に大きく寄与する。</p>	<p>死亡者名義のままとなっている自生榊林については相続人がかなりの数に上り、島外への居住者も多くなっている。 また、五島市、新上五島町ともに離島・過疎地域がゆえに山林の価値がなく、相続人も場所さえ分からずそのままにしている状態である。 このほか、離島の各集落は山林を郷(地区)で所有する郷有林が多く「他名」といった登記が行われ相続未登記の割合が高いと考えられる。 このことから、所有者の了解(過半数)を得る事業(作業道の整備、榊実の収穫)を実施することがかなり難しいため、相続人の代表者等の了解で事業実施が可能となるような森林法等の改正作業が必要である。</p>	<p>民法第494条</p>	E			<p>農林水産省において、他者の財産に使用権を設定することができるかどうか等について先に検討する必要がある。その検討結果を踏まえた上でなければ、供託手続きについて検討することはできない。したがって、「対応」、「実施時期」、「スケジュール」については、当該で判断することができないため、空欄とした。</p>	d	<p>所有者不明の自生榊林の榊実の収穫については、榊実を採取することが公益のための行為となることを整理した上で農林水産省と改めて協議をお願いしたいと考えており、榊実の収穫及び販売によって得られた収益の供託手続きについては、その結果を踏まえて、改めて協議をお願いしたい。</p>	<p>自治体側で、榊実を採取することが公益のための行為となるか、来年春季以降に、詳細かつ個別具体的な協議が必要。</p>																
																1回目	法務省民事局民事課												
																2回目													
地域32	楯による五島列島活性化特区	未相続となっている自生榊林を有効に活用するための特例法の制定(作業道・運搬道の整備、榊実の収穫)	2062	<p>自治体は何をしたいのか 相続未登記により所有者の了解(過半数)を得ることが困難な場合は、実質管理者または相続人の代表者(納税義務者)の了解で事業実施を可能とする。 どのような効果があるのか 自生榊林の利用率を上げるとともに森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより、精油の増産が見込まれる。 総合特区の推進にどのように役立つのか？ 大部分の自生榊林が未活用(利用率が2%以下)であったが、作業道等が整備されることにより有効活用され、森林環境の保全が図られる。また、榊実が収穫できることにより精油の増産が見込まれる。自生榊林の環境保全と活用促進及び政策課題①「自生榊林の環境保全と活用促進」及び政策課題②「楯を活用した新たな商品の開発と販路拡大」の実現に大きく寄与する。</p>	<p>死亡者名義のままとなっている自生榊林については相続人がかなりの数に上り、島外への居住者も多くなっている。 また、五島市、新上五島町ともに離島・過疎地域がゆえに山林の価値がなく、相続人も場所さえ分からずそのままにしている状態である。 このほか、離島の各集落は山林を郷(地区)で所有する郷有林が多く「他名」といった登記が行われ相続未登記の割合が高いと考えられる。 このことから、所有者の了解(過半数)を得る事業(作業道の整備、榊実の収穫)を実施することがかなり難しいため、相続人の代表者等の了解で事業実施が可能となるような森林法等の改正作業が必要である。</p>	<p>民法第252条</p>	E			<p>森林の管理のための賃貸借契約の締結は、民法第252条の共有物の管理に該当し、持分の過半数の同意を要するとの見解がある。このため、持分の過半数に満たない者が共有物について賃借権を設定できるとするのは、他の共有者の財産権保護との兼ね合いから、困難である。</p>	d	<p>榊林の荒廃を防ぎ森林環境を保全することが、公益のための行為となることを整理する。また、事業者とともに森林整備地域活動支援交付金の活用を検討し、課題等を整理した上で改めて協議をお願いしたい。</p>	<p>自治体側で、森林の荒廃を防ぎ環境を保全することが公益のための行為となるか、事業者とともに森林整備地域活動支援交付金の活用も検討しながら整理した上で、来年春季以降に、詳細かつ個別具体的な協議が必要。</p>																
																1回目	農林水産省林野庁企画課												
																2回目													

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		対面協議	内閣府記載欄	
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理			
地域 32	横による五農列島活性化特区	未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和(同意の範囲)	2064	<p>自治体は何をしたいのか 農業経営基盤強化促進法では、1/2を超える共有持分を有するもの同意で利用権を設定できる改正が行われたが、大幅な耕作放棄地の解消には至っていない。 そのため、耕作放棄地に植苗の植栽する場合は、実質管理者または相続人の代表者(納税義務者)の同意で利用権設定を行えるようにする。</p> <p>どのような効果があるのか 植苗の植栽による耕作放棄地の解消が図られるとともに将来の植油の増産に繋がる。</p> <p>総合特区の推進にどのように役立つのか 耕作放棄地の中でも農地利用に不向きな農地の解消が図られ、市町における植苗植栽による耕作放棄地の解消と植林の拡大の実現に大きく寄与する。</p>	<p>相続人が多数いる農地について利用権を設定する場合、1/2を超える共有持分を有するもの同意が必要である。 しかし、長年死亡者名義(相続未登記)のままになっている土地については、相続人がかなりの数に上り、不在権利者の数が多いため、1/2を超える共有持分を有する者の同意を得ることが困難である。 そのため、相続人の代表者等の同意で利用権設定を行えるようにする改正が必要である。</p> <p>&lt;参考&gt; 平成22年度 農業経営基盤強化促進法の改正以降の利用権設定筆数(五島市の農地 86,249筆) ・平成22年度 106筆 ・平成23年度 153筆</p> <p>今回の提案は、長年の未登記状態により森林・原野化して農地利用に不向きな農地を対象としているため、相続人が多数存在することが想定されることから、所有者の過半数の了解を得ることはかなりの時間を要すると考える。</p>	1回目	農林水産省経営局農地政策課 法務省民事局参事官室	農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号	Z				<p>相続等を契機として共有状態となった農地に対する権利設定が困難であることから、有効利用が図られない農地が増加しているという問題は当省としても認識している。 しかしながら、民法上、共有物の管理に関する事項は「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する」とされていることから、持分の過半数に満たない者により共有物に対する賃借権の設定を可能とするためには、他の共有者の財産権保護との兼ね合いから、慎重な検討が必要であり、今後議論を行うことが必要と考えている。</p> <p>なお、現行制度上、共有持分の過半を有する者の権利設定については、5年を限度に利用権の設定が可能となっているところですが、利用権設定期間の経過後の再設定は可能となっており、また、農地法に基づき(遊休農地対策として、ご指摘の基盤法上の措置のほかに「過失なくして遊休農地の所有者を通知することができない」場合には公告及び都道府県知事の裁定を経て農地保有合理化法人等に「遊休農地を利用する権利の設定」ができるスキーム(農地法第32条ただし書、第43条)がある。登記簿等による農地所有者の居所の確認等、社会通念上必要と考えられる手段をもって調査を尽くし、これらによっても、遊休農地の所有者が不明あるいは居所が不明である場合には、この措置の活用が可能である。</p> <p>なお、遊休農地の所有者の探索については、農業委員会による「農地制度実施円滑化事業費補助金」(予算額21億円)が活用できることから、活用をご検討いただきたい。</p>		d	<p>市町ともに農地制度実施円滑化事業費補助金は活用しているが、その中の「遊休農地の所有者等調査」については新上五島町のみが実施しているため、今後は五島市においても所有者等調査の活用を検討し、課題等を整理した上で改めて協議をお願いしたい。</p>	<p>【提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの】</p>	<p>自治体側で、農地制度実施円滑化事業費補助金を一層活用し、遊休農地の所有者等調査も実施課題等を整理した上で、来年春以降に、詳細かつ具体的な協議が必要。</p>		
				2回目																
地域 32	横による五農列島活性化特区	未相続となっている共有農地の利用権設定に係る土地同意要件の緩和(利用権存続期間)	2065	<p>自治体は何をしたいのか 植苗の植栽には最低10年が必要であることから、利用権の存続期間を5年から20年に延長する。</p> <p>どのような効果があるのか 植苗の植栽による耕作放棄地の解消が図られるとともに将来の植油の増産に繋がる。</p> <p>総合特区の推進にどのように役立つのか 利用権の存続期間を5年から20年に延長することにより、耕作放棄地の賃借が進み市町における、植苗植栽による耕作放棄地の解消と植林の拡大の実現に大きく寄与する。</p>	<p>相続人が多数いる農地について利用権を設定する場合、上記同意要件の他に利用権の存続期間が5年を超えないことが要件となっている。 しかし、植の植栽により未利用農地を有効に活用するためには、5年間という期間では短い。 そのため、利用権の存続期間を5年から20年に延長する改正が必要である。</p> <p>&lt;参考&gt; 未相続農地の割合:新上五島町の場合79% ・全農地 38,201筆 ・未相続 30,318筆</p> <p>所有者が分かり植の植栽が行われている一部の農地については、農地法、農業経営基盤強化促進法により賃借権、使用権設定を10年～20年に設定している。 ・農地法 8筆 ・農業経営基盤強化促進法 22筆</p> <p>農地法第19条については、借り手と貸し手の両者による解約の合意がない限り解約することができず、貸し手(全員)の同意が得られないと考える。なお、貸し手の抵抗感を緩和し農地を貸しやす(したものが農業経営基盤強化促進法であるため同法の緩和を求める。</p> <p>五島市での農地法、農業経営基盤強化促進法での存続期間は、20年が最高である。</p>	1回目	農林水産省経営局農地政策課 法務省民事局参事官室	農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号	Z				<p>相続等を契機として共有状態となった農地に対する権利設定が困難であることから、有効利用が図られない農地が増加しているという問題は当省としても認識している。 しかしながら、民法上、共有物の管理に関する事項は「各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する」とされていることから、持分の過半数に満たない者により共有物に対する賃借権の設定を可能とするためには、他の共有者の財産権保護との兼ね合いから、慎重な検討が必要であり、今後議論を行うことが必要と考えている。</p> <p>なお、現行制度上、共有持分の過半を有する者の権利設定については、5年を限度に利用権の設定が可能となっているところですが、利用権設定期間の経過後の再設定は可能となっており、また、農地法に基づき(遊休農地対策として、ご指摘の基盤法上の措置のほかに「過失なくして遊休農地の所有者を通知することができない」場合には公告及び都道府県知事の裁定を経て農地保有合理化法人等に「遊休農地を利用する権利の設定」ができるスキーム(農地法第32条ただし書、第43条)がある。登記簿等による農地所有者の居所の確認等、社会通念上必要と考えられる手段をもって調査を尽くし、これらによっても、遊休農地の所有者が不明あるいは居所が不明である場合には、この措置の活用が可能である。</p> <p>なお、遊休農地の所有者の探索については、農業委員会による「農地制度実施円滑化事業費補助金」(予算額21億円)が活用できることから、活用をご検討いただきたい。</p>		d	<p>耕作放棄地の解消は喫緊の課題であり、農業経営基盤強化促進法の趣旨を踏まえ事業を進めながら、問題等を整理した上で改めて協議をお願いしたい。</p>	<p>自治体側で、農業経営基盤強化促進法の趣旨を踏まえ事業を進めながら、問題等を整理した上で、来年春以降に、詳細かつ具体的な協議が必要。</p>			
				2回目																